

4 登録品種への表示義務



登録品種の種苗を譲渡・販売、そのための展示・広告を行う際は、登録品種である旨の表示が必要です。海外持出制限、栽培地域の制限がある場合は、併せてその旨を表示する必要があります。

1 登録品種であることの表示

種苗の譲渡・販売時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付す必要があります。店頭にまとめて掲示する方法は認められません。

- ①「登録品種」の文字
 - ②「品種登録」の文字 及び その品種登録の番号
 - ③PVPマーク（「**PVP**」）、「**PVP**」 など）
- なお、登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）の種苗を譲渡（販売）する時は登録品種名を使用する必要があります。

表示の例

品種名：ノウリンイエロー（登録品種）

品種名：ノウリンイエロー 品種登録番号：999999
※この品種は品種登録されています（令和〇年〇月〇日まで）

品種名：ノウリンイエロー **PVP**

2 輸出の制限、国内栽培地域の制限の表示

育成者権者が海外持出禁止や国内栽培地域の制限といった利用条件を付した場合、登録品種であることの表示と共に、その条件を表示する必要があります。

表示の例

ノウリンイエロー（登録品種）
海外持出禁止（公示（農水省HP）参照）

ノウリンイエロー（登録品種）
海外持出禁止及び〇〇県内のみ栽培可
（公示（農水省HP）参照）

3 表示方法

種苗の譲渡や販売の際、種苗の取引単位毎に必要な表示事項を種苗又は種苗の包装に直接表示します。必要な表示事項を記載した証票を種苗に添付することでも表示したものと認めます。また、譲渡のための展示又は広告にも表示が必要です。種苗のカタログやカタログを兼ねた注文票等、インターネットサイト販売時等にも適正に表示する必要があります。



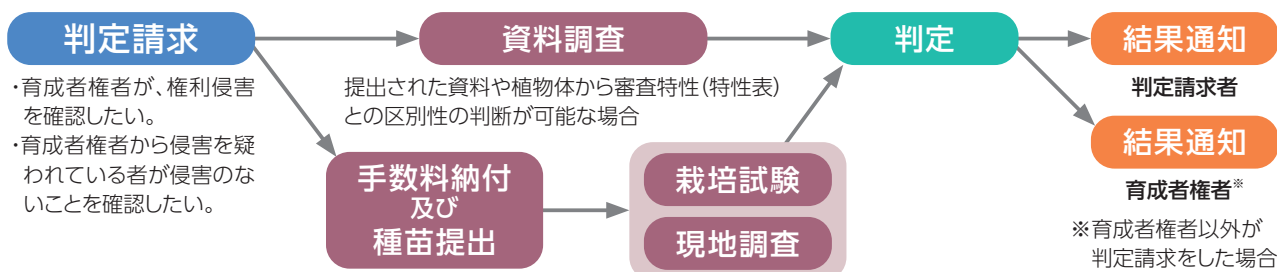
5 権利侵害への対応



① 育成者権者による対応

育成者権侵害が疑われる場合には、権利侵害の事実を発見し、必要な権利行使のための侵害立証を行う必要があります。品種登録時の品種の特性を記録した「特性表」と侵害が疑われる種苗とを比較することにより育成者権が及ぶ品種であることを推定できる「推定規定」を新設し、侵害立証の容易化を図っています。また、育成者権者や侵害が疑われている者等が、農林水産大臣に対し、特性表と侵害疑義品種を比較して判断を求めることも可能です（「判定制度」）。判定は裁判での有力な証拠となり得るほか、当事者間の示談交渉等での迅速な紛争解決に役立つことが期待されます（ただし、判定の結果に法的拘束力はありません）。

[判定制度]



② 種苗管理センターの活動

種苗管理センターでは、①育成者権侵害対策に係る相談の受付及び助言、情報の収集及び提供、②育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、③証拠品となる育成者権の侵害が疑われる種苗等の寄託、④品種類似性試験等の活動を実施しています。

③ 税関における水際措置

税関では、育成者権者による輸出又は輸入差止申立に基づき育成者権を侵害する農林水産物の水際取締を行っています。農林水産省では、育成者権侵害物品の水際差止めの実効性の向上に向け、税関との情報交換や税関に対するDNA品種識別技術の移転等を実施しています。

Column

シャインマスカットにおける水際措置



ぶどうの登録品種「シャインマスカット」の育成者権者である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、日本の税関に対し「シャインマスカット」の輸入差止めの申立てを行い、令和3年5月10日、この申立てが受理されました。海外から日本への「シャインマスカット」の果実の輸入に対し、日本の税関による輸入差止めの対象

となります。この申立は、税関ホームページに輸入差止申立情報として公開され、国内外関係者に「シャインマスカット」の果実の日本への輸入に関し注意喚起を促すとともに、実行力を伴う違法果実の水際での輸入阻止により、日本の農業生産者等の利益を保護することに貢献しています。

6 各種手数料及び証明書等の請求手続き



① 審査手数料及び登録料

令和4年4月1日以降の出願品種については、栽培試験又は現地調査に当たり審査手数料の納付が必要です。また、審査手数料の導入に伴い、出願料と育成者権維持に必要な登録料が引き下げられました。

		令和4年3月31日までの出願	令和4年4月1日以降の出願
出願料		47,200円	14,000円
審査手数料		—	栽培試験の場合 一般的な出願品種 93,000円/1回 果樹、茶、観賞樹 279,000～465,000円/1回* きのこ 424,000円/1回 特別な調査が必要な形質を含むトマト、イチゴ、トウガラシ、メロン、コムギ等 105,000～273,000円/1回
			現地調査の場合 45,000円/1回～（通常2回実施を想定）
			病害虫抵抗性や成分分析など特別な形質の調査を希望する場合 上記手数料に加え、8,500～275,000円/1形質
登録料	1-3年目	6,000円/年	4,500円/年
	4-6年目	9,000円/年	
	7-9年目	18,000円/年	
	10年目以降	36,000円/年	30,000円/年

※果樹、茶、観賞樹（一部を除く）について栽培試験を行う場合は、栽培に必要な年数（3～5年）に応じた手数料の納付が必要です。なお、西洋アジサイのように生育が早いものは1年で終了する場合があります。この場合において、手数料を1年ごとに納付することを選択していたときは、残りの年数分の手数料は徴収しません。

② 証明等の請求手続き

品種登録出願の証明、品種登録簿の謄抄本の交付、書類の閲覧等を請求する場合は、下表の各請求事項に係る手数料が必要となります。

請求事項及びその手数料

請求事項	手数料の金額
品種登録出願及び登録品種に関する証明	1,500円/1件
品種登録簿の謄本又は抄本の交付	350円/1件
品種登録簿の閲覧又は謄写	220円/1件
願書その他の品種登録に関する書類の閲覧又は謄写	1,100円/1件

用語の解説

▶ 育成者権の効力の範囲

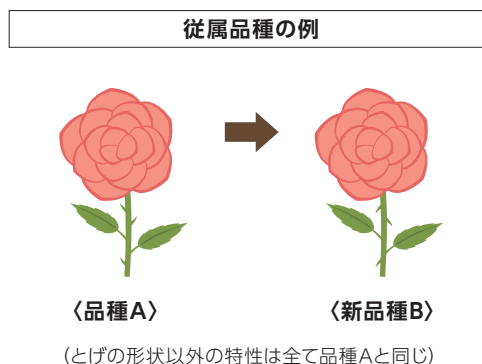
育成者権者は業として登録品種及び登録品種と明確に区別されない品種の種苗、収穫物及び一定の加工品を利用する権利を専有します。

また、従属品種や交雑品種については、親品種の育成者権者の権利が及びます。

従属品種とは、農林水産省令で定めている育種方法（①変異体の選抜、②戻し交雑、③遺伝子組換え、④細胞融合（非対称融合に限る）、⑤ゲノム編集）により、登録品種のごくわずかな特性のみを変化させて育成された品種です。

例：上記育種方法により、ある登録品種のとげの形状のみを変えた品種や耐病性のみを高めた品種などです。

交雑品種とは、繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種（F1品種）です。



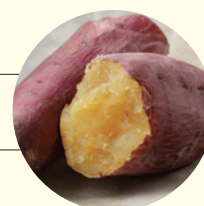
▶ 職務育成品種

従業者等が職務育成品種を開発した場合、原則として品種登録を受ける地位は従業者等に帰属しますが、予め勤務規則等で定めておくことで、従業者等が開発した職務育成品種の品種登録を受ける地位を、使用者等が当初から有することができます。

職務育成品種に係る品種登録を受ける地位を、使用者等が原始取得するか、従業者等が一旦取得したものを使用者等が承継するかは組織ごとの方針（職務育成規程）によります。

▶ 政令で指定されている育成者権が及ぶ加工品（令和4年4月現在）

植物の種類	加工品
小豆	豆を水煮したもの(砂糖を加えたものを含む。)、あん
いぐさ	ござ
稲	米飯
いんげん豆	豆を水煮したもの(砂糖を加えたものを含む。)、あん
かんしょ	干し芋、焼き芋
茶	葉又は茎を製茶したもの
落花生	煎ったものその他の加熱による調理をしたもの



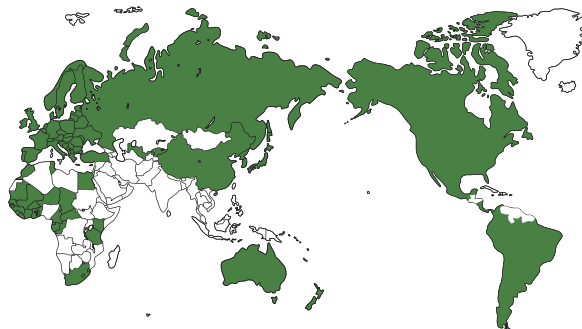
7 海外への取組



① 植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV条約)

UPOV条約は植物新品種の保護に関する国際的な共通ルールを定める条約であり、加盟国はEU、米国、カナダ、日本、豪州等の78か国・地域となっています。(令和4年3月末現在)

UPOV加盟国では植物新品種の保護が可能ですが、保護を得るためにはそれぞれの国ごとに品種登録が必要です。

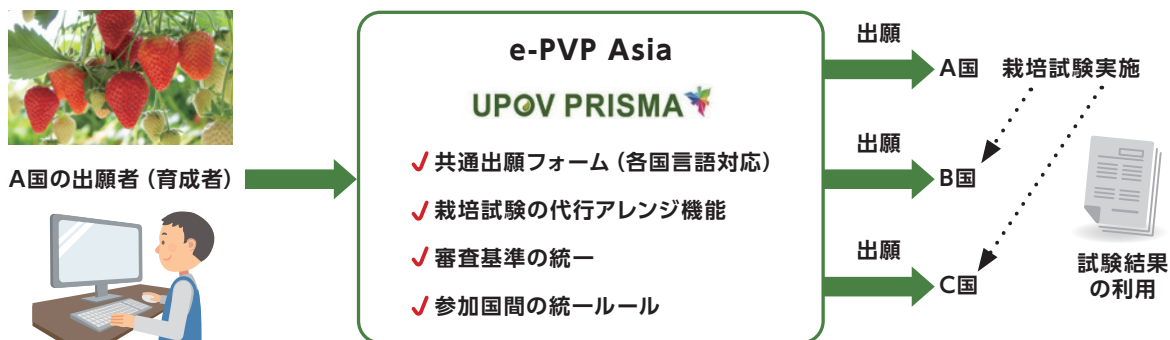


② 東アジア植物品種保護フォーラム (East Asia Plant Variety Protection Forum)

輸出市場としても重要な東アジア地域では、植物新品種が適切に保護される環境が整っていないため、日本主導で設立したASEAN+日中韓の13か国から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」において、品種保護制度の整備を進める取組を行っています。

また、こうした動きを加速化するため、2018年、東アジアの全ての参加国のUPOV加盟を目指すこと等を盛り込んだ10年戦略が策定されました。

現在、この10年戦略に基づき、UPOV事務局及び関係国と協力し、複数国への同時出願を可能とする品種登録出願プラットフォーム (e-PVP Asia) の整備に向けて取り組んでいます。



農業知的財産相談窓口

海外における育成者権等の農業分野の知的財産権 (特許権・商標権を含む) の取得・活用に関する助言・支援を行っています。お気軽にご相談ください。

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

代表機関：(公社) 農林水産・食品産業技術振興協会 [JATAFF] イノベーション事業部

TEL: 03 (3586) 8644 月～金 10時～17時 (正午～13時を除く)

メール: jataff-pvp@jataff.or.jp

流通品種データベース

国内で流通している農林水産植物の品種について、流通名等から権利の状況等を確認することができます。

流通品種データベース
<https://hinshu-data.jataff.or.jp/>



流通品種データベース 品種データ 免責事項 Q&A

流通品種データ検索

簡易検索 検索

スペースをあけて3語まで入力できます。例) ペニ サツマイモ

個別検索

育成者権の有無や利用条件等から絞り込みたい場合は個別検索が便利です。

© 2022 Japan Association for Techno-innovation in Agriculture, Fo

〈検索画面〉



PVPマークは品種登録されている旨の表示です。

PVPIはPlant Variety Protection (植物品種保護) の略です。

《お問い合わせ先》

※お問い合わせに当たり、次の事項をお読みください。

お問い合わせの際は、あらかじめ農林水産省の品種登録ホームページにあります「品種登録制度」や「出願・審査に関するご案内」、「よくある質問」などをご覧くださいと、より理解が深まります。

農林水産省輸出・国際局知的財産課 種苗室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

TEL 03-3502-8111 (代表)

URL <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu>

(品種登録ホームページ)



相談内容	担当部署
出願の一般的相談	種苗室(審査運営班)
審査手数料、登録料の納付、権利移転、出願書類の閲覧等に関する事	種苗室(審査運営班)
審査基準・審査実務に関する事	種苗室(審査運営班)
育成者権侵害に関する事	種苗室(育成者権保護・活用班)
登録品種の表示に関する事	種苗室(種苗企画班)
その他種苗法全般に関する事	種苗室(種苗企画班)

なお、栽培試験に関する事、育成者権侵害に関する事につきましては、種苗管理センターのホームページからもご確認いただけます。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター

〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2

特性調査管理課: TEL 029-838-6584

品種保護対策課: TEL 029-838-6589

URL <https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/index.html>

